

第 51 号議案

令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算（第 13 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算（第 13 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見については、これを承認する。

令和 3 年 12 月 23 日

滋賀県教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算（第 13 号）のうち教育委員会所管の予算案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出することについて、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和 3 年 12 月 17 日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算（第 13 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見について

格別の意見はない。

| 事業名 | 補正予算額 (補正前の額) | 説明 |
|-------------------------------|--|---|
| <p>【教育総務課】</p> <p>情報教育推進費</p> | <p>4,680 (383,932)</p> <p>国 2,340</p> <p>⊖ 2,340</p> | <p>1 県立学校 I C T 環境整備事業 4,680</p> <p>県立学校の教育の I C T 化を進めるため、I C T 機器の整備や支援人材の配置、校内ネットワークの保守運用等を行う。</p> <p>349,075 → 353,755 国の補正予算に伴う増額</p> <p>・教師用端末 104台</p> |
| <p>高等学校建設費</p> | <p>127,462 (2,573,491)</p> <p>起 126,200</p> <p>⊖ 1,262</p> | <p>1 県立学校トイレ整備事業 127,462</p> <p>学校施設の学習環境の改善を図り、安全安心な教育環境の確保のため、必要なトイレ整備を行う。</p> <p>475,677 → 603,139 国の補正予算に伴う増額</p> <p>・工事 1校(甲南)</p> |

| 事業名 | 補正予算額 (補正前の額) | 説明 |
|---------------------------------|--|---|
| 特別支援学校建設費 | 393,799 (528,063) 国 79,250 起 310,100 ⊖ 4,449 | 1 施設改修費 25,856 学校施設の適切な維持のため、施設改修等を行う。 237,250 → 263,106 国の補正に伴う増額 ・工事 1校 (エレベーター改修 北大津養護) 2 県立学校トイレ整備事業 367,943 学校施設の学習環境の改善を図り、安全安心な教育環境の確保のため、必要なトイレ整備を行う。 6,076 → 374,019 国の補正に伴う増額 ・工事 4校 (聾話、北大津養護、八日市養護、 甲南高等養護) |
| 【幼小中教育課】 教科等指導対策費 | 52,000 (18,343) 国 26,000 諸 26,000 | 1 G I G Aスクール運営支援センター整備事業 52,000 1人1台端末環境による本格的な教育活動が各市町で展開される中、その円滑な運用を支えるために、広域的にICT運用を支援する「G I G Aスクール運営支援センター」の開設に向けた準備や学校ネットワークの点検・応急対応を行う。 0 → 52,000 |